

受動喫煙防止対策助成金のご案内

～ 職場における受動喫煙防止対策に取り組む
中小企業事業主のみなさまへ ～

1. 受動喫煙防止対策助成金制度の目的

中小企業事業主が喫煙室以外での事業場内の喫煙を禁止するために、
喫煙室を設置などする取組みに対し助成することにより、
事業場における受動喫煙防止対策を推進することを目的としています。

2. 交付対象となる事業主

次の(1)～(4)のいずれにも該当する事業主が交付対象となります。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主であること。

業種	①常時雇用する労働者の数	②資本金の規模
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
上記に該当しない業種	300人以下	3億円以下

- (3) 事業場の室内またはこれに準ずる空間において、当該室以外での喫煙を禁止するために、一定の基準(→p2)を満たす喫煙室を設置
(改修含む、以下同じ)する措置を講じること。
- (4) (3)の措置の実施の状況を明らかにする書類を整備していること。

POINT!! 平成25年度から助成金制度が生まれ変わりました

助成金制度の主な変更点は以下の3点です。

- ① 対象事業主をすべての業種の中小企業事業主に拡大
- ② 補助率を費用の1/4→1/2に引き上げ
- ③ 交付の対象を喫煙室を設置する措置のみに限定



山梨労働局・各労働基準監督署

3. 交付額・交付の範囲

(1) この助成金の交付は事業場単位とし、1事業場あたり1回とします。

※: 1件の申請にまとめれば、複数の喫煙室について助成を受けられます。

(2) この助成金の交付額は下の表のとおりです。

①上限額	②助成対象経費	③助成率
200万円※	喫煙室の設置にかかる経費のうち、 工費、設備費、備品費、機械装置費など	2分の1

※: 1件の申請で複数の喫煙室について助成を受けた場合でも、1申請あたりの交付上限額が200万円となります。

1,000円未満の
端数は切り捨て

なお、助成対象経費として認められるのは、
一定の要件を満たす喫煙室を設置するために必要なものに限りま

POINT!! 【喫煙室の要件】

喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上

4. 交付に必要な手続き(その1: 交付申請)

工事着工前!

この助成金を受けようとする中小企業事業主は、
申請に必要な書類を2部ずつ、所轄の都道府県労働局
労働基準部健康安全課(健康課)に提出し、
あらかじめ交付決定を受ける必要があります。

【申請に必要な書類】 (下線部は所定の様式があります)

ア 受動喫煙防止対策助成金交付申請書、受動喫煙防止対策に係る事業計画

イ 不交付要件に該当しない旨の書類

ウ 労働保険関係成立届または直近の労働保険概算保険料申告書の写し

エ 中小企業事業主であることを確認するための書類

(継続事業の一括の労働保険概算保険料申告書の写し、登記事項証明書、資本金・労働者数を記載した資料、事業内容を記載した書類など)

オ 喫煙室の設置を予定している場所の工事前の写真 (撮影日:申請日から3ヶ月以内)

カ 設置を予定している喫煙室の場所、仕様、換気扇などの設備、利用可能な人数、
その他助成事業の詳細を確認できる資料

キ 喫煙室が要件を満たして設計されていることが確認できる資料

ク 事業場の室内およびこれに準ずる環境において、喫煙室以外においては喫煙を禁止する旨説明する書類

ケ 喫煙室の設置にかかる施工業者からの見積書の写し

コ その他都道府県労働局長が必要と認める書類

5. 交付に必要な手続き(その2:実績報告)

工事終了後!

喫煙室の設置工事が終了したら、
下に示す書類を2部ずつ所轄の都道府県労働局に提出し、
事業の実績報告を行う必要があります。

【実績報告に必要な書類】(下線部は所定の様式があります)

- ア 受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書、受動喫煙防止対策に係る事業結果概要報告書兼助成金振込先申請書
- イ 「受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書」の写し
- ウ 交付決定内容を変更した場合、「受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書」の写し(複数回変更している場合はその全ての写し)
- エ 工事に係る請求書または領収書および当該経費にかかる内訳の写し
- オ 設置した喫煙室の場所、仕様、換気扇などの設備、その他設置した受動喫煙を防止するための設備・備品の詳細を確認できる写真
(工事終了後速やかに撮影したもの)
- カ 交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類
- キ 喫煙室が要件を満たして設置されたことが確認できる資料
- ク その他都道府県労働局長が必要と認める書類

審査の結果、事業内容が適切と認められれば、
「受動喫煙防止対策助成金交付額確定通知書」により
助成金の額の確定が行われ、
実績報告書に記載された金融機関の口座に助成金が振り込まれます。

CHECK!! 【助成金交付手続きにあたっての留意点】

- 交付申請・実績報告の審査の時に、根拠となる資料を求めることがあります。また、資料に不備があると、交付決定・助成金の額の確定がされない場合があります。
- 交付決定を受けた事業内容を変更する場合、あらかじめ変更申請書を都道府県労働局に提出し、承認を受ける必要があります。
- 偽りその他の不正の行為により本助成金の交付を受けたと認められる場合には、交付した助成金の返還を求める場合があります。

申請のご相談は事業場の所在地にある 都道府県労働局健康安全課(健康課)へ!

6. インフォメーション

● 厚生労働省のホームページ

申請様式のダウンロードや申請にあたってのQ&Aおよび書類作成要領の閲覧ができます。ぜひご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

● 厚生労働省が実施する委託事業(利用は原則無料です)

職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して、厚生労働省では以下の支援事業を実施しています。ぜひご活用ください。

(1) 相談支援業務

**受動喫煙防止対策で
技術的な悩みがあれば!**

○事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の基準への対応など技術的な相談内容について、専門家による電話相談を行います(必要に応じ実地指導も行います。)

○平成25年度から受動喫煙防止対策に関する説明会を実施します。

○相談などは全て無料です。

☆相談ダイヤル: **050-3537-0777**

☆URL : <http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke>

平成25年度事業受託先: (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会

(2) 測定支援業務(測定機器貸出し)

喫煙室の要件の確認に!

○職場内環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計(浮遊粉じん濃度の測定)、風速計の無料貸出を行います。

(往復の送料のみ申請者負担)

☆申込受付ダイヤル: **050-3642-2669** (FAX: 0288-50-1086)

☆URL : <http://urx.nu/3RJD>

平成25年度事業受託先: 株式会社アマラン